

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第3号

専 決 処 分 書

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月31日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改める。

第6条第3項第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。